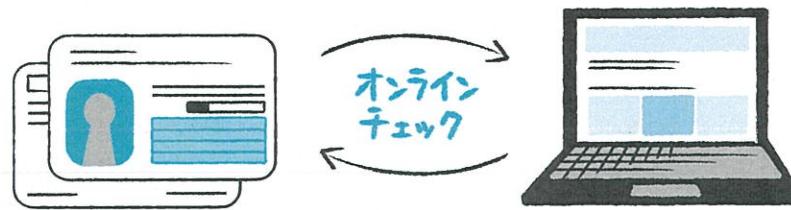


オンライン資格確認はどう変わる？

① オンライン資格確認とは

オンライン資格確認とは、マイナンバーカードや保険証^{*1}・処方箋を利用して、医療保険の資格確認がオンラインでできるようになる仕組みです。令和3年（2021年）3月から医療機関・薬局^{*2}で始まります。

*1 健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類
*2 保険医療機関・保険薬局



② オンライン資格確認で変わること

●オンライン資格確認の導入前

受付で保険証・処方箋を預かり、保険証・処方箋の記号・番号、氏名、生年月日、住所等を入力する必要があったため、受付に大きな負担がかかっています。



●オンライン資格確認の導入後

オンライン資格確認の導入後は、マイナンバーカードか保険証・処方箋のいずれかで保険資格の確認ができます。

マイナンバーカードでは、患者自身が顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置いて、顔写真の確認または4桁の暗証番号入力による本人確認を行うことで、最新の資格情報を自動的に取得できます。これにより、患者の有効な保険資格がその場で確認できるようになり、入力の手間も大きく軽減されます。



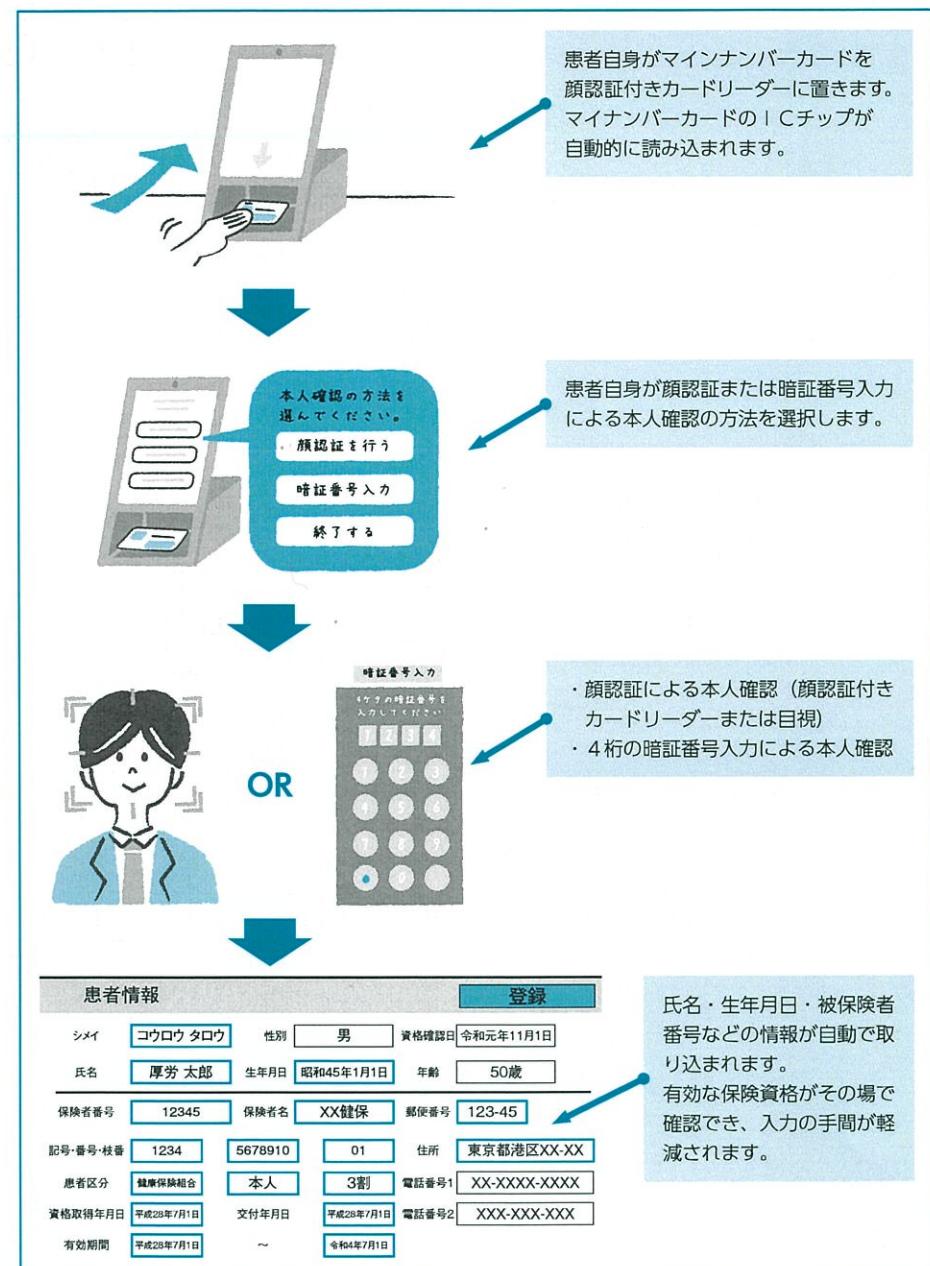
医療機関・薬局で働く人の業務負担を軽減

●保険証・処方箋でのオンライン資格確認も可能

保険証・処方箋の場合でも、最小限の入力は必要ですが、マイナンバーカードと同様に資格情報をその場で取得でき、入力の手間も軽減されます。

オンライン資格確認はどう変わる？

＜マイナンバーカードによる資格確認の流れ＞



第1章 オンライン資格確認とは

1 オンライン資格確認導入の背景

技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことは急務となっています。

現在、保険医療機関（医科・歯科）・保険薬局（医療機関・薬局）では、患者が加入している公的医療保険を確認（資格確認）する際に、患者が提示した被保険者証等（保険証）・処方箋の情報（記号・番号、氏名、生年月日、住所等）を医療機関・薬局のシステムに入力する方法で行っていますが、この方法では、

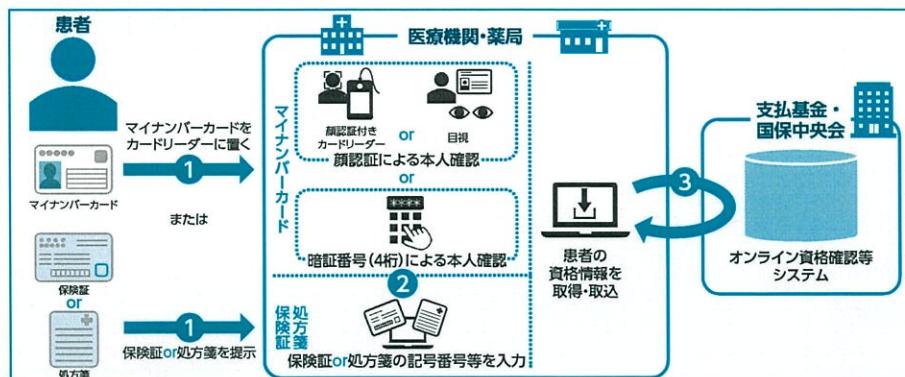
- (1) 医療機関・薬局での入力に手間がかかり、患者の待ち時間が長くなる。
- (2) 患者が資格切れ等の保険証を提示した場合、医療機関・薬局に保険者からの支払いが行われなかったり、保険者が本来は支払う必要のない人の医療費を肩代わりすることがある。

といったことが問題となっています。

そのような背景があって、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）において健康保険法等が改正され、令和3年（2021年）3月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認を実施することが決まりました。

2 オンライン資格確認の仕組み

「オンライン資格確認」とは、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにし、マイナンバーカードのICチップまたは保険証・処方箋の記号・番号等により、オンラインで資格情報の確認ができる仕組みのことです。



●マイナンバーカードを保険証として利用するためには

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込みをすることが必要（33頁参照）ですが、保険証利用の申込みをせずに医療機関・薬局を受診等した場合でも、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダー（19頁参照）で簡単に保険証の利用登録をすることができます。

●オンライン資格確認の対象となる保険証等

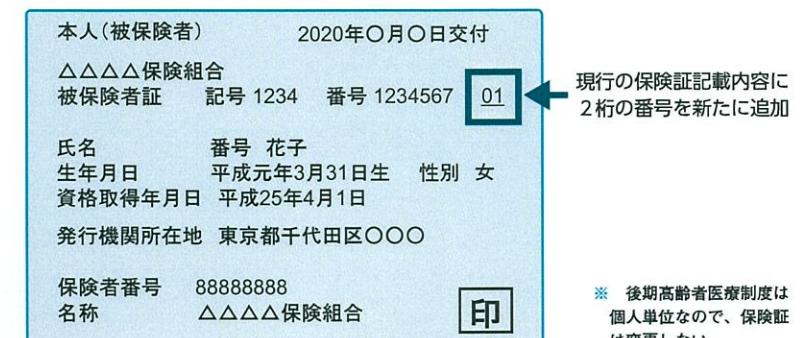
オンライン資格確認が始まる令和3年（2021年）3月時点において、オンライン資格確認の対象となる保険証等は、「健康保険被保険者証」、「国民健康保険被保険者証」、「後期高齢者医療被保険者証」等の保険者がシステム管理しているものとなります。自治体が管理している公費負担・地方単独事業のものは、その時点ではオンライン資格確認の対象とはなりませんが、将来的に対象を拡大する方向で検討が進められています（●頁参照）。

●保険証の被保険者番号

世帯単位となっている保険証の被保険者番号（現在は記号・番号）について、令和2年（2020年）10月以降順次、枝番として2桁の番号が追加され個人単位となります。個人単位の被保険者番号（記号・番号・枝番）になったとしても、既に発行されている保険証の回収・再発行は必要なく、オンライン資格確認が始まる令和3年（2021年）3月以降もそのまま使用できます。なお、すべての保険者において、令和3年（2021年）4月以降に新規発行される保険証の被保険者番号には、枝番（2桁の番号）が記載されます。

後期高齢者医療制度においては、被保険者番号は現在も個人単位となっているので変更はありません。

- 新規発行の保険証について、個人を識別する2桁の番号を追加する。



- 発行済の保険証は、2桁番号がなくても使用できることとし、回収・再発行を不要とする。

* 医療機関・薬局では、患者が2桁番号がない保険証を提示した場合、2桁番号なしでレセプト請求できる。レセコン改修が間に合わなかった場合も、改修までの間、2桁番号なしで請求できることとする。（当分の間）

2 オンライン資格確認のメリット

1 資格確認のオンライン化

Q00 医療機関・薬局にとって、オンライン資格確認を導入することのメリットは何ですか？

A00 医療機関・薬局では、オンライン資格確認を導入することで、患者の最新の資格情報をオンラインで確認できます。また、初診時の入力作業の手間削減や資格過誤によるレセプト返戻の作業削減、未収金発生の解消に寄与します。さらに、患者の同意の下で、医師等が患者の薬剤情報や特定健診情報を閲覧できるようになります。

なお、ここでいう薬剤情報とはレセプトから抽出された情報のことです。特定健診情報は医療機関（病院・診療所）のみ閲覧可能となります（薬局では特定健診情報は閲覧できません）。

■ オンライン資格確認の主なメリット（医療機関・薬局）

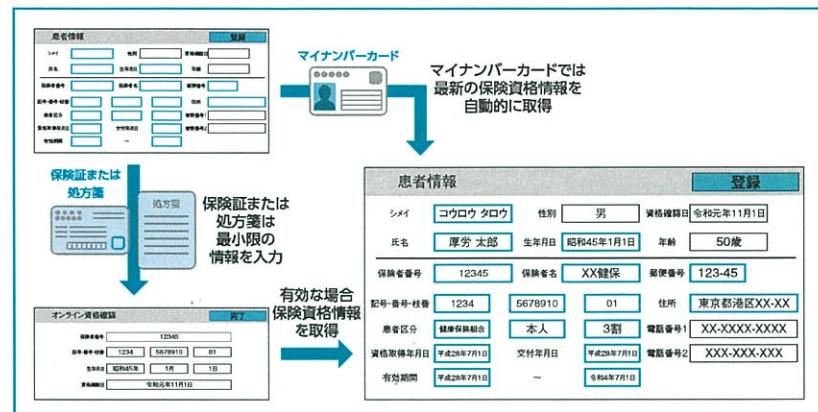
対象	該当機能	メリット
医療機関・薬局	窓口でのオンライン資格確認	<ul style="list-style-type: none"> ○病院情報システム等への資格情報の入力の手間が軽減 ○誤記リスクが減少 ○保険証確認による窓口の混雑が緩和 ○毎回、資格確認を行うことができ、資格情報や限度額情報等の変更情報が最新化できる→従来、再診の月2回目以降の受診で、保険証確認をしていなかった場合に、レセプト請求後に返戻となることがあったが、オンライン資格確認を毎回実施することでレセプトの返戻を回避できる
	マイナンバーカードでの資格確認	<ul style="list-style-type: none"> ○記号・番号等の入力をしなくても資格情報を入手できる
	レセプト振替	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン資格確認の対応が整っていない医療機関・薬局も含め、すべての医療機関・薬局において、保険証回収後の受診に伴うレセプト返戻が減少

Q00 オンライン資格確認導入によるメリットについて、「初診時の入力作業の手間削減」とは具体的にどういうことですか？

A00 今まで受付で保険証・処方箋を受け取り、被保険者証記号・番号、氏名、生年月日、住所等をシステムに入力する必要がありました。オンライン資格確認を導入すれば、マイナンバーカードでは最新の保険資格を自動的に取り込むことができます。保険証・処方箋でも、最小限の入力（被保険者番号、被保険者証記号・番号・枝番^{*}、生年月日）は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。なお、被保険

者証記号と番号が分かれていない場合には、どちらも番号欄に入力します。

* 令和3年（2021年）4月以降に発行される保険証には、被保険者番号を個人単位化するための被保険者証枝番が記載されます。令和3年（2021年）3月以前に発行された保険証には被保険者証枝番の記載はありませんが、被保険者番号、被保険者証記号・番号、生年月日を入力することで、被保険者証枝番を含む情報の照会が可能です。なお、後期高齢者医療被保険者証は現在も個人単位であるため変更はありません。



Q00 オンライン資格確認導入によるメリットについて、「資格過誤によるレセプト返戻の作業削減」とは具体的にどういうことですか？

A00 オンライン資格確認を導入すれば、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、業務が削減されます。加えて、再申請できないことによる未収金の削減も可能となります。

また、令和3年（2021年）10月請求分（9月診療分）から、審査支払機関（支払基金・国保中央会）で加入者の資格情報の有効性を確認し、受診日・調剤日時点の資格情報に基づいてレセプト請求先を振替・分割できるようになります。